



連載

皆さんに正しく伝えたい禁煙の話題

今の静岡県受動喫煙防止条例は 必要ない

白井洋介

静岡赤十字病院 精神神経副部長

新型コロナウイルス感染症爆發で見直された命のはかなさ

2020年4月1日より一部改正された健康増進法が全面施行されました。これにともない静岡県受動喫煙防止条例を改めて拝見したところ、まったくタバコ対策が不十分であると言わざるを得ません。これでは、受動喫煙防止条例ではなく、受動喫煙黙認・放置条例であります。

県の条例案は、国の改正健康増進法と、ほとんどそれと変わりがありません。むしろ後退しているところ

すらあります。これでは、条例の意義はないと考えます。

まず、喫煙行為は、ニコチン依存症の症状にほかなりません。ニコチン依存症は、国際疾病分類ICD・10・F17にコードされている精神作用物質使用による精神および行動の障害（精神疾患）であります。アルコールやアヘン、大麻、覚せい剤による精神病と同様に分類されます。よって喫煙者は、精神障害者であり、喫煙という広義の自傷行為と、受動喫煙という他害行為を同時に行なっているといえます。自傷・他害とい

う重大性を認識した上での議論が必要です。

タバコによる犠牲者は、わが国で毎年20万人程度であり、死者数からいえば、広島・長崎の原子爆弾が毎年投下されているのと同様です。交通事故による死亡は、年5000人程度、インフルエンザウイルス関連で年1万人程度です。

新型コロナウイルス感染症でわが国の死者数はどれくらいになるでしょうか。年1万人に及ばないと考えます。新型コロナウイルス肺炎よりタバコでの死者が圧倒的に多い



敷地内禁煙でも「原則」にすると群がってくる喫煙者

旅客運動事業自動車、航空機は全面禁煙です。これら以外の、旅客運動事業船舶、鉄道がこれまた「原則」禁煙になっています。静岡県で有名な駿河湾フェリーですが、デッキでの喫煙が認められており、受動喫煙が起きています。海上からの富士山の眺めは、まさに世界文化遺産なの

受動喫煙まみれで眺める富士山では台無し

旅客運動事業自動車、航空機は全面禁煙です。これら以外の、旅客運動事業船舶、鉄道がこれまた「原則」禁煙になっています。静岡県で有名な駿河湾フェリーですが、デッキでの喫煙が認められており、受動喫煙が起きています。海上からの富士山の眺めは、まさに世界文化遺産なの

ですが、受動喫煙を伴うものになってしまいました。結果としてフェリーを避けて、高速道路を選ぶ人が増え、フェリーの利用客が年々減少し、いまや存続の危機です。まことに残念というしかないです。

東海道新幹線は2・3両ごとに喫煙室があり、タバコの煙がもれて旅行気分が台無しになります。JR東日本の新幹線が例外なく全面禁煙できたのに、どうして東海道新幹線はできないのでしょうか。

飲食店も「原則禁煙」となっており、実質的には小規模のお店が多いので、喫煙の可否を表示すればよいことになりそうです。これでは、飲食店に勤務する従業員の労務上の受動喫煙を防止することはできません。労災になります。また、接待・営業目的での宴会が喫煙飲食店で行なわれた場合、営業接待をする側は、受動喫煙に曝露されることになりそうです。職場の付き合いなどで、やむを得ず居酒屋に行く人もいます。受動喫煙の犠牲者となります。

受動喫煙防止については、罰則を

区分	施設の種類の	喫煙の可否	備考
第一種施設	幼稚園、小・中・高等学校、認定こども園、児童福祉施設等	敷地内禁煙	県条例により、特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）
	大学、病院、行政機関の庁舎等	原則敷地内禁煙	特定屋外喫煙場所の設置可（あ）
第二種施設	事務所、工場、ホテル、旅館等	原則屋内禁煙	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室設置可（い）（う）（お）
	旅客運送事業自動車、航空機	車内（機内）禁煙	喫煙室設置不可
	旅客運送用船舶、鉄道	原則船内（車内）禁煙	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室設置可（い）（う）（お）
	飲食店	原則屋内禁煙	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室設置可（い）（う）（お）
	既存特定飲食提供施設 ①2020年3月31日までに営業許可を受けている ②個人又は中小企業が経営 ③客席面積100㎡以下	原則屋内禁煙	喫煙可能室設置可（い）（う）（え）（お）、喫煙可能店（店舗全体を喫煙可とすること）可（う）（え）（お）
喫煙目的施設	公衆喫煙所（う） 喫煙を主目的とするバー、スナック等（い）（う）（お） 店内で喫煙可能なたばこ販売店（い）（う）（お）	屋内喫煙可	喫煙をする場所を提供することが主目的の施設に限定

にも関わらず、それでも「たばこ事業法」のため国家公認でタバコを販売しています。ここに大きな矛盾を感じます。

「原則禁煙」がやたらと目立つ県条例案

図にあるように、県条例のタバコ対策は、「原則禁煙」が目立ちます。この「原則」というのが問題なのです。施設項目ごとに検討すると、幼稚園・保育園・小中学校・高等学校では喫煙所設置不可が「努力義務」となっており、また、「努力義務」があらって強調されること

は、罰則がないことを示すことになりそうです。よって、改正健康増進法よりも後退しているのではないかと考えます。

教育機関である大学を分離し、行政機関と同じ枠にしていることで、喫煙所を設置しやすくしています。また公立の小中・高校は広義の行政機関でありますので、上記との区別が曖昧です。

さらに、医療機関、介護施設に喫煙所の設置を認めるなど、まったく理解できません。医療、福祉の概念とタバコは相いれないのは、言うまでもないでしょう。

事務所・工場・ホテル・旅館等については、「原則」屋内禁煙のもとに、喫煙室設置が認められています。喫煙室のドアが開閉するたびに有害なタバコ煙がもれ、受動喫煙が起きます。

喫煙室では換気装置も適切なものをつくらなければならない。維持費が必要になります。また、コロナ対策でいう「3密」とは、まさに喫煙室、喫煙所のハブでしょう。「原則」



静岡駅南口に立つ美術品ルノアール像と、その隣に設置された喫煙所

子供や妊婦を問わず、周囲の人に受動喫煙暴露がおきている光景を見たことはないでしょうか。

静岡駅南口のルノアール像（1億円の美術品）の隣には、喫煙所が設置されています。静岡県の玄関口として、文化レベルの低さを示すもので嘆かわしい限りです。文化レベルの向上には、灰皿の撤去、喫煙所の設置を禁止する⁽¹⁾のです。

静岡県は「日本の標準」といわれることがあり、新商品の試験販売などが先行して行なわれる地域です。よって静岡県の受動喫煙防止条例が、日本を代表する可能性があります。

ここでは、静岡県の面目にかけて、最低でも国際基準（FCTC等）に達するタバコ対策を行なうべきであります。

条約とは、外国とわが国の約束事であり、憲法の下位、法律より上位にあるわけです。コロナ・ショックを機会に、タバコ産業関係者を排除し、医師会員、禁煙学会専門医などの専門家を加えて、直ちに静岡県受動喫煙防止条例をFCTCに沿った

ものに作り直すべきだと考えます。

⁽²⁾このたびのコロナ・ショックで、だいぶ喫煙所は減りました。もうすぐ、喫煙所のない時代になるでしょう。本来、タバコは、麻薬・大麻・覚せい剤等と同様に法律で禁止されるべきです。タバコを容認する「たばこ事業法」など、とんでもない悪法です。アフターコロナ時代とは、タバコのない時代だと確信しております。

文献

(1) Kaori Iida : Learning from Philip Morris : Japan Tobacco, s strategies regarding evidence of tobacco health harms as revealed in internal documents from the American tobacco industry. Lancet (2004). 363 : p1820-1824

(2) 白井洋介：なぜタバコをすいたくなるのか？「ニコチン依存症」と呼ばれる理由。薬局。60 (5) : 31-38。南山堂。2009。

つくるべきであります。具体的な運用は、受動喫煙が起きた現場において、被害者またはそれを見た人が、110通報し警察官が喫煙者を現行犯で確保、罰金あるいは条例違反金として1万円程度がよいと考えます。当然ながら、民事上の損害賠償請求も行うことができます。

罰則は、国際条約（FCTC・タバコ規制枠組み条約・わが国も批准）において、2010年2月までに受動喫煙防止が起きないようにするために作らなければいけない、必要項目になっていきます。今年は2020年であり、10年以上も遅れています。

「分煙」という概念を作ったJTの不適切な商行為

このたび、新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックを受けて、2020年のオリンピック・パラリンピックは来年に延期となりました。延期して本当によかったと思います。このまま開催しては、わが国は約束を守らないことを内外に示し、恥さらしのスポーツ大会になりかねませ

ん。

新型コロナウイルス感染症は、感染と重症化にタバコが深い関連があることは、公知の事実であります。「志村けん」氏が命をかけて示してくれました。

このたびの健康増進法の改正は、東京都の受動喫煙防止条例と対比されるのが、話題となりました。東京都の条例の方が、やや対策がとれていると評価がりましたが、いずれも不十分な制度で、受動喫煙を防止するには至らず、科学的根拠に乏しいと多くの医療従事者、学識経験者、市民等より批判が出ております。

そもそも「分煙」という概念は、JT（日本たばこ産業株式会社）が考案した概念であり、安全である科学的根拠はありません。タバコに安全な閾値はありません。自治体の予算で、屋内に喫煙室をつくるのが散見されますが、税金の無駄遣いであり、JTの分煙コンサルタント等が儲かるだけです。不適切な予算と言わざるを得ません。むしろJTへの天下り、タバコ産業と行政機関と

の癒着関係を考えます。この不適切な本条例は、JTからの圧力が加わっていると疑わざるを得ません。

駅南口のルノアール像も形無しにする喫煙所

ニコチン依存症の精神的社会的依存を深刻化させる問題として、タバコ会社の巧妙な戦略があります。それについて、記述いたします。

⁽¹⁾タバコ会社による喫煙マナーキャンペーンは、「喫煙は社会に受容された習慣であるということ定着させる」ために企画されたものです。携帯灰皿は「吸殻ポイ捨て防止マナー」というイメージを利用して、「灰皿がないところでも喫煙させる」ということに成功しました。さらに、加熱式タバコは、ライターなしでも喫煙でき、煙がでない、有害物質が少ないと謳い文句です。

禁煙表示があるところのそばに、タバコ会社の寄付で、灰皿が設置されています。公衆トイレやコンビニ店舗前、駅前等に灰皿があり、多くの喫煙者が集まり、著しい煙のため、